

公立学校働き方改革の推進に関する法律案 概要

一 趣旨

この法律は、学校教育の水準の維持向上には、優れた人材の確保に資する魅力ある勤務環境を実現することが重要であるにもかかわらず、公立学校の教育職員が長時間にわたり労働している実態があり、その改善が喫緊の課題となっていることに鑑み、公立学校働き方改革を推進するために早急に講ずべき措置について定めるものとする。

(第1条関係)

二 定義

この法律における用語は、以下のとおりとすること。

- (1) 「公立学校」 : 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。
- (2) 「公立学校働き方改革」 : 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の改善をはじめとする勤務環境の抜本的な改革をいう。
- (3) 「改革集中期間」 : 施行日から令和7年3月31日までの期間をいう。

(第2条関係)

三 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直し

政府は、公立学校働き方改革を推進するため、改革集中期間内においてできるだけ速やかに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法について、その廃止を含めて抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(第3条関係)

四 公立学校働き方改革を推進するためのその他の事項の検討

政府は、三のほか、公立学校の教育職員の業務の量の削減その他の公立学校働き方改革を推進するため、改革集中期間内においてできるだけ速やかに、次の事項について検討を行い、その結果に基づいて、順次、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- (1) 公立義務教育諸学校の学級編制の標準及び教職員定数の標準に関する事項
- (2) 公立学校の教育職員以外の公立学校の教育活動を支援する人材(以下「外部人材」という。)の確保及び資質の向上並びに外部人材と公立学校の教育職員との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

- (3) 公立学校働き方改革についての国、教育委員会及び公立学校の間における適切な役割分担の確保並びに公立学校への国及び教育委員会の支援体制の整備に関する事項
- (4) (1)から(3)までの事項のほか、公立学校働き方改革を推進するための事項

(第4条関係)

五 留意事項

三及び四に基づく措置は、次の事項を旨として、講ぜられなければならないこと。

- (1) 公立学校の教育職員が本来担うべき業務の範囲を明確化すること。
- (2) 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条の趣旨並びに公立学校の教育職員の職責の重要性、求められる高度の専門性及び勤務形態を勘案し、公立学校の教育職員について、給与等に関する適切な処遇の確保が図られること。

(第5条関係)

六 工程表の策定等

- 1 政府は、改革集中期間において、公立学校働き方改革を推進するために必要な措置を確実に実施するため、工程表を策定するものとする。
- 2 工程表には、三及び四に基づいて講ずべき具体的な措置の内容及びその講ずる時期その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 政府は、①工程表の策定及び変更時に、遅滞なく公表するとともに、②改革集中期間に係る各年度における工程表に基づいて講じた措置の状況を国会に報告しなければならないこと。

(第6条関係)

七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)